

## 警 察 署 協 議 会 会 議 録

春日警察署協議会

開催年月日時	令和8年6月3日 午後4時30分から 令和8年6月3日 午後5時30分までの間
開催場所	春日警察署5階大会議室
出席者	警察署協議会 会長以下14名
	警 察 署 署長、副署長、会計管理官、生活安全管理官、 地域管理官、刑事管理官、交通管理官、警備課長、 総務第一課長、総務第二課長、総務第二係長
議 事 概 要	
<p><b>【会長挨拶（要旨）】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 新たに協議会委員を委嘱された4名の方々、異動で新たに来られた幹部の方々、ようこそ春日警察署協議会へ。今後ともよろしく願います。</li> <li>○ 今年度も皆様と警察署協議会の活動を盛り上げていきたいと考えているので、理解と協力をお願いします。</li> </ul> <p><b>【署長挨拶（要旨）】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 委員の皆様には、日頃から春日警察署の活動に対して深い御理解と御支援をいただき心より感謝申し上げます。 また、今回から4名の方に新規委員として就任していただき、体制も新たになるが引き続きよろしく願います。</li> <li>○ 今回の議題として、交通管理官から「自転車の反則通告制度」について説明を行うので、理解を深めていただくと共に地域や職場、家庭での周知をお願いしたい。</li> </ul> <p style="margin-left: 40px;">※ 春日警察署幹部 自己紹介</p> <p style="margin-left: 40px;">※ 警察署協議会委員 自己紹介</p> <p><b>【報告事項】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 自転車の反則通告制度について（交通管理官、交通第一課長）             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 県内及び管内の交通事故発生状況について</li> <li>(2) いわゆる自転車の青切符制度について</li> </ol> </li> </ol>	

議 事 概 要

(3) 動画（自転車青切符制度について）視聴

【質疑応答】

- 委員から「自転車青切符制度の動画の貸し出しはあるか。」旨の質問があり、交通管理官から「記録媒体の貸し出しは行っていないが、お配りしたチラシのQRコードからインターネットのサイトに掲載中であるため、そこから視聴していただきたい。」旨の回答があった。
- 委員から「幅員が狭く中央線が無い、片側のみ歩道がある道路の自転車の走行についてどのように指導したらよいか。」旨の質問があり、交通管理官から、「自転車の走行については、個々の道路形状に応じて判断していただくこととなるが、基本は車道の左側を通行し、歩道通行する際も歩行者優先で自転車は車道寄りを徐行する。歩行者多数の場合は自転車を押して歩くこととなる。」旨の回答があった。
- 委員から「交通事情の判断について、原則は理解したが、例外的な場合の判断が難しい。明確な判断基準等はあるのか。」旨の質問があり、交通管理官から、「一例として、道路工事をしていてまっすぐ走れないとか、複数の駐車車両やバス等の駐車のため、自転車がそれらを避けながら進むと危ないといった場合。交通量が一時的に増加して激しくなっており危険を感じる場合などがある。」旨の回答があった。
- 委員から「自転車保険への加入は、法律上どのようになっているか。」旨の質問があり、交通第一課長から「自転車保険への加入は、罰則はないが、県の自転車条例により義務付けられている。」旨の回答があった。
- 委員から「先日、別の職場で原付を無免許運転して、かつ2人乗りしていた者を会社が把握して通報したが、注意指導を受けて終わったという話を聞いた。（他署管内）これも状況によっては、検挙、処分の対象となるのか。」旨の質問があり、署長から「無免許運転であれば重大違反であるが、注意で終わっているということであれば、おそらく運転行為の特定ができなかったと思われる。防犯カメラの映像等があるとか、違反行為、運転者が特定できれば取調べを経て、無免許運転で立件するという事は当然あり得る。」旨の回答があった。

【閉会】